

## 第7号議案

府立の高等専門学校、高等学校等の職員の評価・育成システムの実施に関する規則の一部改正について

府立の高等専門学校、高等学校等の職員の評価・育成システムの実施に関する規則の一部を次のように改正する。

平成21年3月27日

大阪府教育委員会

### 〔参考〕

#### 〔趣旨〕

職の廃止に伴い、所要の規定整備を行う件。

#### 〔改正内容〕

大阪府立高等専門学校の管理運営に関する規則の一部改正による府立高等専門学校の学校技師の職の廃止に伴い、所要の規定整備を行う。

#### 〔施行期日〕

平成21年4月1日

#### 〔根拠規定〕

大阪府教育委員会事務決裁規則

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。

大阪府教育委員会規則第号  
府立の高等専門学校、高等学校等の職員の評価に関する規則の一部  
規則テムを改正する規則テムの実施に關する規則の一部  
規則テムの実施に關する規則の一部  
第六条第十二号の一部を次のように改正する。  
第一項の表中

副事務職員（主事、 副校務員（主査）、 副書記（主査）、 副監査、 副主査）、 副機関監査、 副監査、 副主査） 副学校技師（技師、 主査）、 副主査）	長局事務次官	副事務職員（主事、 副校務員（主査）、 副書記（主査）、 副監査、 副主査）、 副機関監査、 副監査、 副主査） 副学校技師（技師、 主査）、 副主査）	長局事務次官
--	--------	--	--------

に改める。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 改正案

## 現行

## 第一条 第五条 (略)

育成(評価)者及び支援者等

第六条 育成(評価)者は、次のとおりとする。

校種	被評価者	育成(評価)者
府立高等専門学校	校長	教育長
事務局次長	事務局長	教諭
副校長	手教授、准教授、講師、助教、助	校長
事務局次長	課長	事務局長
事務職員(主事、副主事、主査)、 校務員(技術職員、副主事)、司 書(司書、副主査)、看護師(看 護師、副主査)、経営工学(技師、 副主査)、技術(電気担当)技師、 副主査)	事務局次長	事務局次長
校長・准校長	教諭	教諭
教頭、事務部長、教諭(教諭) 首席指導教諭、講師(審査担当) 指導養護教諭、栄養教諭(審査) 担当、養護教諭(審査)、栄養教諭(審査)、 実習助手(実習助手、総括実習助 手)、寄宿舎指導員(寄宿舎指導員 総括寄宿舎指導員)、スク ルバス運転手(技術職員、副主 査)、栄養職員(技師、副主査、 主査)、事務職員(主事、副主事、 主査)、課長補佐、技術職員(技 術職員、副主査)	准校長	准校長

以下略

## 第一条 第五条 (略)

育成(評価)者及び支援者等

第六条 育成(評価)者は、次のとおりとする。

校種	被評価者	育成(評価)者
府立高等専門学校	校長	教育長
事務局長	被評価者	教育長
事務局長	手教授、准教授、講師、助教、助	校長
事務局長	教諭	事務局長
事務職員(主事、副主事、主査)、 校務員(技術職員、副主事)、司 書(司書、副主査)、看護師(看 護師、副主査)、経営工学(技師、 副主査)、技術(電気担当)技師、 副主査)	事務局長	事務局長
校長・准校長	教諭	教諭
教頭、事務部長、教諭(教諭) 首席指導教諭、講師(審査) 指導養護教諭、栄養教諭(審査)、 担当、養護教諭(審査)、栄養教諭(審査)、 実習助手(実習助手、総括実習助 手)、寄宿舎指導員(寄宿舎指導員 総括寄宿舎指導員)、スク ルバス運転手(技術職員、副主 査)、栄養職員(技師、副主査、 主査)、事務職員(主事、副主事、 主査)、課長補佐、技術職員(技 術職員、副主査)	准校長	教諭
学校技術(技術、副主査、主査)	副校長	教諭

以下略